

社会福祉における自己責任と 反・自己責任論の諸相

石川 時子 (Tokiko Ishikawa)

要旨：

本稿は、近年、貧困と生活保護周辺で強調される自己責任論について、その概念と批判を検討するものである。社会福祉サービス利用時の「自己決定」が浸透するとともに、「自己決定には自己責任が伴う」という形で、自己責任を強調する傾向も生まれた。それはサービスの利用時のみならず、福祉利用の抑制、特に生活保護受給に対するバッシングとして貧困の「自己責任」が喧伝されている。しかし、自己責任の概念は、自己決定の概念に比べて検討が浅く、また自己責任の強調に対する反論としての反・自己責任論も、何をもって反論しているのかは明らかではない。本稿は自己責任論の概念および歴史と変化を確認し、そこから反・自己責任論の批判は何を意図しているのか、別の価値を提示しているのかを明らかにする。そして「責任」の概念を検討することによって、貧困周辺で語られる自己責任の議論の対抗言説が、どのような意味を持つのかを考察する。

キーワード：

- ①自己決定
- ②自己責任
- ③反・自己責任
- ④公的責任
- ⑤「ずるいという感情」

はじめに

社会福祉基礎構造改革とは、1989年に始まった、社会福祉関連法の見直しであったが、このとき「措置から契約へ」のスローガンの下、利用者が中心となってサービスを選択し、契約するという流れが出現した。介護保険制度や児童福祉法の改正による保育所の利用、障害者福祉関連法など、利用者が自分で考え、選択する機会が拡大しつつある。同時に、新自由主義の影響と小泉政権下での規制緩和により労働・雇用情勢にも大きな変化があった。2000年代初めの労働者派遣法の改正により、派遣・有期雇用など非正規雇用が拡大し、「正社員で終身

雇用」は過去のものとなりつつある。

こうした情勢の中、1990年代後半から2000年代にかけて、「自己決定には自己責任が伴う」という自己決定と自己責任を対にする論調が広がった。稲葉（2008：140）が指摘するように、「自己決定と自己責任は連続していて、ほぼ同じ内容の意味を持つ言葉であると理解されるのが、常識的な理解である。『自己決定』とは、『自己の事柄に関して、自ら決定すること』である。これに対して、『自己責任』とは、『自己の決定の結果に対して、自らが責任を負うこと』である。こうした常識的理解の背景にあるのが『自業自得』の観点である。自分のした行為の報いは自分で受けなければならない。自分がまいた種は自分で刈り取らねばならない。自分で決めたことには自分で責任を負わねばならないということである」という、「常識的理解」が広がった。¹

この1990年代の自己決定と自己責任を対にする潮流に対してや、自己決定を強調しすぎることへの懐疑は2000年代初めから多数提示されている。仲正（2003）は、現代思想における自己決定論の広まりを分析し、アイデンティティの形成から見れば「他者」から影響を受けながら「自己」を形成するのであり、全く自由に判断することは不可能であるとしている。その上で、自己決定論が形式的に責任の帰属先を決めるために（たいていの場合には権力的に強者である者にとって都合がよいように）振りかざされていることを批判している（仲正、2003、166-209.）。また児島（2002）は、ソーシャルワークの倫理上、専門職らは当事者の自己決定の重要性を十分に認識していたが、当事者運動によって専門職主導の表面的な自己決定が批判にさらされたこと、更に当事者たちも自律や自分でケアをコントロールすることを「自分で決定できなければ・責任が取れなければ」と内面化し、「自己決定・自己責任」という一種の駆り立てが生まれたことを指摘している。こうした「自己決定」の過度の強調については一定の変化がみられている（石川、2009、2014）。しかし、「自己責任」を強調しすぎることに對する批判や違和感は、社会福祉学、ソーシャルワーク論上多数登場しているものの、何を論拠に批判しているのか、それがどのような批

¹ただし稲葉はこの後に続けて自己決定をしていても責任を負わない場合を検討しており、自己決定と自己責任が結び付かない場合について述べているため、自己決定と自己責任の対を強調するためではなく、一般的な理解でそれが強い結びつきであることを述べているまでである。

判の到達点に達しているのかは、自己決定論に比べて圧倒的に少ない。

このような前提のもと、本稿では、はじめに「自己決定」概念の変化を確認し（1）、次に、自己責任論と反自己責任論の出現の歴史を確認する（2）。その上で、自己責任論が何をもって批判されているのか、「反・自己責任論」の批判点の分類する（3）。更にそれがどのような解決策や別の価値を提示しているのか、していないのか、の分析を行う（4）。最後に「責任」そのものの概念を検討する（5）。

1. 「自己決定」概念の再考：「支援つき自己決定」の潮流

「自己決定」とは、個人の独力によって自己完結してなされる決定ではなく、他者の影響や支援を受けた上で決定がなされている、とする議論が、社会福祉学上では広がりつつある。日本でも2000年代初めから少しずつ現れていた自己決定を強調しすぎる懐疑や懸念が、ここ数年で深化している。自己決定至上主義ともいえるような駆り立てが、「当事者間の能力差を浮き彫りにし差別を助長させ、『自己決定』に困難を伴うものを決定から排除することで、取り残された感や劣等感を生じさせることにもなった」（沖倉2012：220）というような危機感から、自己責任を当事者に押し付け過ぎない論の構築、「自己決定・自己責任」の対概念を否定する論や、そもそもの自己決定概念を見直す議論がある。そこで登場したのが「支援つき自己決定」の論である。他者から孤立した、何人も影響を受けないような意思決定ではなく、「協働（相互依存）した意思決定」「支援を受けた上での自己決定」「支援つき意思決定」を提唱している（秋元2010、沖倉2012、石川2009、2014）。

既に英国では2005年に意思決定能力法（Mental Capacity Act 2005）という法律が制定されており、意思決定能力を「有るか/無いか」と二元論的に捉えるのではなく、支援を受けた上で本人がどのような決定をするかという、「支援を受けた上での自己決定」を法制度にしっかりと組み込んできた。認知症高齢者の増加、障害者の雇用促進・差別禁止などに伴って、意思決定能力の不十分な人の自己決定をどう支えるか、について多数の研究が著されている（例えば 菅2010）。

無論、日本における基礎構造改革以降の、一連の利用者が行う契約制度も、もともとの趣旨は「利用者中心」「利用者本位」であって、利用者・当事者の意思や利益を大切にしつつ、サービス契約を他者が

支援するものである。契約制度の本来の趣旨は、自己決定による自己責任を強調して利用者の不利益を看過すべき、との意図はない。少なくとも、ソーシャルワーク上では、自己決定を掲げることによって利用者を放置したり抑圧したりすることにならないような議論の立て方が主流である。従って、対人援助にまつわる福祉、保健、医療、法学等の論壇では、ここ数十年で「自己決定=自己責任の対概念」を打破する動き、支援の必要な人には決定段階で他者が支援すべきであるという、「支援つき自己決定・意思決定」が確実に浸透してきているといえるだろう。

2. 「自己責任」の出現

(1) 「自己責任」の辞書的定義

「自己責任」という言葉は実は歴史の浅い言葉である。現在ではかなり一般的な言葉として使用されているが、1998年の広辞苑第5版には自己責任という言葉がなく、登場するのは2008年第6版からである。ここでは自己責任とは、「自分の判断がもたらした結果に対して自らが負う責任。」と説明されている。大辞林第3版(2006年版)には自己責任は未だ登場していない。現在入手できる一般的な辞典では、ほとんどのもので「自己責任」が採用されていないが、三省堂現代新国語辞典第5版(2015年版)が、もっとも踏み込んだ説明をしているものとして挙げられる。そこでは自己責任とは「自己決定により行動の結果、不利益をこうむっても、その責任を、他人や社会のせいにならぬ自分で負うこと」と説明されている。ここでは広辞苑と比較すると、「結果」が「不利益」の場合をも想定していること、自分で負う以上に、「他人や社会のせいにならぬ」とその咎や責めを含む内容となっている、より厳しい説明であるといえる。つまり「自己責任」が使用される一般的な場面とは、肯定的で明るい場面ではなく、良くない結果であり、本人にとって苦しい場面での、苦しみや負担の所在を問うような使用方法であることが、この説明からもわかる。

ただしこうした一般的な辞書ではなく、もう少し学術的な定義で今度は「責任」の概念を見てみる。責任とは、『現代社会学辞典』の高谷(2012:781-2)の説明によれば、「主体が自らの行為の結果を担うことである。行為者が自由な主体であるときにのみ責任は成立する

のであり、このとき主体は、自らの行為の結果を引き受けなければならない」と説明されている。この定義によれば、責任とは「行為者が自由な主体であること」が重要であり、つまり「自由がない状態や選択肢がない状況」であれば、一定の責任は逃れることが想起されることになる。

自己責任の場合には「結果の不利益」が生じる場合にのみ、責任主体が問われることに対して、「責任」の場合は「主体性」「自由」といった行為に先立つ前提条件が鍵となっていることを指摘しておきたい。「責任」そのものについては（５）で考察する。

（２）「自己責任論」の出現

「自己責任論」が出現したのは1990年代初めに遡り、その意図する内容は当時から現代に至るまで異なる。始めは経済問題（投資の自己責任）であったが、途中から「自己決定」の影響を受け、次第に選択肢者の行為を責める言葉として浸透していく。以下に、自己責任論（時に反・自己責任論を含む）の登場とその変遷をたどりたい。

①バブル後期の投資家の自己責任論

種村（2005）は、1991年の証券不祥事と大手新聞社の論調から、「自己責任の概念使用のあり方」を分析している。この年、大手証券会社が一部の大口投資家に対し、大蔵省の通達を無視して損失補てんを行っていたことが社会問題化した。その際、「経済上の取引にマイナス結果が生じた場合、その当人が損失を負うこと」という文脈で「自己責任」の概念が登場し、新聞紙上で展開されていく流れを確認している。この当時の自己責任の概念は、現在ほど一般的な言葉ではなく、一種の「メディア語」として用いられている。種村によれば、大手新聞を中心に展開されたマスメディアの自己責任論は、人々が持つ「個人的な不公正感」を、証券会社や大蔵省への批判に向かわせる「社会的な不公正感」の転換機能を持っていた。興味深いのは、新聞社の社説に見るようないわばパブリックな批判は「社会的な不公正感」に向かっているのに対し、一般人の投書を紹介する欄は「庶民のあずかり知らぬうちに大口投資家だけにうまい話があるとは許せない」「個人の損失も補てんしろ」というような個人的な不公正感があり、必ずしも社会的な問題解決に向かっていないということである。

この時期の自己責任論は、種村の言うようにまだメディア語としての性格が強いが、自己責任の持つ意味の一つとして「損失を負う」という負の側面として登場していること、そしてその使用が社会か個人によらず、ある種の不公正を責める、平たく言えば「ずるい」という感情や非難を含んで使用されていることに注目すべきであろう。つまり、「自己責任」は何らかの非難語として、負債の責任を問う言葉として使用されているといえる。「この個人的な不正感」「ずるいという感情」が、実は見逃せない議論の根底にあるものだと考える。生活保護受給をめぐるバッシングで頻繁に挙げられるのが、「もっと苦しい人がある」「生活保護は怠けているのに貫い過ぎでずるい」という批判である。このバッシングと不正感、「ずるいという感情」については後述する。

次に、比較的早い時期に「自己責任」を批判的に取り上げて論考しているものとして、桜井（1998）がある。これはバブル経済崩壊後の大企業の倒産時に、「その企業を選択した自己責任」や「投資の自己責任」など、経済的苦境に立たされている個人が、自己の分析をする上で自己責任という言葉を使っていることを紹介し、違和感を呈している。またこの時期に東京新聞が社説で投資の自己責任より消費者保護を重視すべきとの意見を紹介し、これに同感している。桜井によれば、「責任」に相当する英語 ‘responsibility’ は明治20年代に責任という訳語が定着してきたことを明らかにしている。‘responsibility’ は ‘response’、つまり「応答」を語源に持ち、「ある約束に対する応答、保障」を意味しており、漢字文化圏の「権力者から一方的に重荷を背負わされる」という語源を持つ「責任」とはだいぶ異なっていることを指摘している（44-51）。²

②自己決定論と対になっている自己責任論の登場

1990年代後半に、社会学者の宮台が、援助交際をテーマに性の自己決定、「自己決定=自己責任論」を展開した（宮台ら1998）。援助交際はつまり売春であり、売春を肯定的に扱うテーマのため、様々な批判があるが、基本的に宮台の主張は、日本の教育の中に自己決定する能

² ただし本書はこの後は自己責任論そのものの分析ではない章立てで、当時の自己責任論の流行を否定的に紹介するに止まっている。

力を育てる仕組みがないことを批判しており、自己決定の重要性と、それに伴う自己責任を取るという教育を浸透させることを主張している。ただし、当時からあった「人は全て自分のことを決定できるわけではない」という批判に対しては挑発的に再批判（自己決定=自己責任の強化）をしている。³

前述した仲正（2003）は、これとは反対に、「自己決定=自己責任」の対を批判している。特にジェンダーやセクシュアリティ、エスニシティ、宗教などの基本的なアイデンティティは共同体的文脈の中で形成され、リベラリズムやリバタリアニズムで前提とされるような、主体として主張できるような自己決定をするには、当事者にとって相当な揺らぎや悩みが付きまとう。「自己決定」の前にある、「自己」の形成を重視し、アイデンティティに揺らぎを感じる場合には「自己」を再創造する機会の重要性を述べている（188-9）。

③自己責任の嵐：2004年イラク邦人人質事件

自己責任という言葉が一気に市民権を得て広がったのは、2004年のイラク邦人人質事件である。自己責任論の流行の第一の山であるこの事件は、イラクで拘束された日本人の命と引き換えに、反米勢力が自衛隊の撤退を求めた事件である。当時、危険地帯に向かった当事者5人の自作自演説、解放・帰国の費用を自己負担すべきとの意見が政治家からも発言され、多数のメディアがそれを肯定する形で喧伝した。そのため自業自得、自己責任論が日本中を席捲し、人質以外にもその家族に対しても非難を展開した。

一方で過剰になる自己責任論に対して批判する「反・自己責任論」も呈された。事件から3か月後には「いま問い直す「自己責任論」

³ これについては宮台の複数の文献で表われているが、さしあたり宮台HPの2004年5月30日の記事<http://www.miyadai.com/index.php?itemid=98> を参照（2016.11.30最終アクセス）。売春の背景にある貧困については、宮台はほとんど重視しておらず、裕福で高学歴な家庭の女子高生が援助交際に入る側面を取り上げている。1998年頃の援助交際が話題になった当時は、このような存在がセンセーショナルに取り上げられたが、現在ではむしろ貧困と親子関係の破綻、虐待、自己肯定感の欠如から売春が生きる手段として広まっていることが、鈴木（2008,2014）のルポなどから明らかになっている。筆者も社会福祉学の立場からは、売春に関わる女性たちの大半は、他に選択肢がない中でやむを得ず選択した人であり、性的虐待の犠牲者が含まれるなど、自己決定や自己責任を問うにはあまりに過酷な状況にあると考えている。

と題するシンポジウムが東京で開かれている（イラクから帰国された5人をサポートする会編2005）。このことは、自己責任論が高まると同時にその問題点に気づき、反論が立ち上がることの証明でもある。自己責任とは何か、自己とは何か、責任とは何か、負債・負担は誰にもたらされるべきなのか、過酷な結果（この場合は最悪の場合、死）であっても甘受すべきなのか、社会はそれを見過ごすのか、といった多様な論点が開かれた。初めて我々の社会で本格的に自己責任論とその懐疑が明らかにされた事件である。

この自己責任論と反・自己責任論の同時期の高まりは、他の事件や事例の時にも起こっている。最近では、2015年1月にシリア国境付近でイスラム過激派組織・ISに二人の日本人が拘束され斬首される事件が起きた。海外の危険地帯に日本人が足を踏み込み、拘束されるという点で2004年の事件と非常に似ているが、その過程と結果は、インターネット上で拘束動画が流され、斬首されるという点で大きく異なっている。2015年2月に読売新聞が、政府が渡航しないように呼びかけている地域に行ってテロに巻き込まれた場合、「最終的な責任は本人にある」とする意見についてどう思うか聞いたところ、「その通りだ」が83%、「そうは思わない」が11%という結果を公表している。結果が示すように、世論は自己責任論を支持している。一方で、結果が「死」であることから、反・自己責任論を唱えている人もいる。この事件は、非常に残酷な事件である。しかしながら、自己責任を掲げる場合は、人が死ぬということ、死が痛ましく残酷であるということ、映像というショッキングな形で我々に気づきをもたらした事件であるともいえる。2004年の事件の自己責任論が、費用負担を本人に帰すべき、という点で展開されたのに対して、2015年の事件は「死は本人に帰すべき」と堂々と掲げる論者は少なかった、と個人的には感じている（無論、インターネット上の匿名では存在していたが）。

④生活保護「不正受給」バッシングと自己責任論の展開

自己責任論流行の第二の山は、芸能人母親の生活保護受給に対するバッシングである。2012年、お笑いタレントの母親に生活保護受給歴があることが週刊誌によって暴露された。国会議員、自民党の片山さつき氏や世耕弘成氏が不正受給と断罪し、マスメディアやインターネット上で一大バッシングが展開された。このとき、親族扶養と併せ

て、貧困の自己責任論が展開されることとなる。引き合いに出されるのは、ワーキングプアや年金生活者の方が生活保護より苦しい状況にあり、生活保護受給者およびその親族は自己責任の貧困である、ゆえに生活保護（受給要件・支給額）はもっと厳しくすべき、とする論調である。

実はこの生活保護と自己責任をリンクさせる論調の前に、生活保護制度運用の不備を批判する動きがあった。それが北九州市餓死事件を発端とする、生活保護行政の「水際作戦」への批判である。この事件は2006年北九州市で、生活保護の受給を打ち切られた障害を持つ男性が餓死した他、生活保護の申請をさせないことを福祉事務所が積極的に行っていたこと（水際作戦と呼んでいた）が明らかになり、行政バッシングがマスメディアによって喧伝された。北九州市は生活保護率が低いことで厚生労働省から評価されていた立場から一転、批判を浴びることとなる。北九州市餓死事件後の数年間は、生活保護は基本的人権や生存権と合わせて論じられ、漏救や捕捉率の低さ、諸外国と比べた問題点など、窓口行政の批判や制度自体の欠陥がメディアでも取り上げられる傾向にあった。しかし、上記の2012年のお笑いタレントの親族受給の件以降、世論は生活保護受給者へのバッシングに傾く。SNSなど個々人が意見を発信するツールが発達してきたこともあり、バッシングは異様に盛り上がった。息子であるタレント自身が謝罪会見を開いたのにも関わらず、その後の活躍はほとんどなくなった。

当然、こうしたバッシング傾向に対する批判や、政治家が勘違いして発信していることへの批判、生活保護受給および「貧困」へのバッシングが「自己責任」を掲げることに対して、労働問題などからも再批判がなされている（河添、2013、大山、2013）。

しかし2012年からの生活保護バッシングによって、2013年には生活保護法改正と生活困窮者自立支援法の成立につながる。これにより生活保護基準は実質切り下げられ改悪された。生活困窮者自立支援法も、実際には生活保護受給レベルの「漏救」がこの法の対象となる懸念がある。そうした制度上の不備を問題視するよりは、これ以降、2016年現在まで、「貧困＝自己責任論」が優勢であるといえるだろう。2008年のリーマンショックや経済情勢の悪化があったにもかかわらず、ここ数年の自己責任論および反・自己責任論は、「貧困」の周辺で語られているといえる。

3. 「反・自己責任」の言説

ここまで1990年代からの自己責任の言説の出現と展開を見てきた。自己責任が現れると同時に、事件に関してはその反論も展開されている。自己責任を批判的に使用する、あるいは考察する論調を、ここでは「反・自己責任」論として扱う。社会学や社会福祉学では、自己責任そのものを否定的に捉える傾向にあるが、それらの紹介とともにどのような批判を構成しているのか、分類を試みる。

(1) 懐疑にとどまるもの・「反・自己責任論」の主張のみを掲げるもの

門倉(2008)は、『ワーキングプアは自己責任か』とタイトルに自己責任を掲げている。しかし冒頭で非正規雇用の増大は、市場経済の問題なのか、不安定な生き方を選んだ若者の自己責任なのか、と問いを立てる一方で、ほぼ全てワーキングプアの問題を論じており、自己責任論の分析については登場しない。「自己責任か」と問いかける(反論として、そうではないと主張する)だけで、主眼はワーキングプアの分析である。

和田(2016)は、生活保護バッシングや貧困を主題としながら反・自己責任を論じる。日本に席卷する自己責任論は、自由の対価としてではなく、国家責任の放棄であり、責任を弱者に押し付ける「保身と欺瞞の言語」だと断じる。その批判の内容を見ていくと、「冷たい社会だと思う」(37)いつから日本は「ここまで冷たい国」(42)になってしまったのか、という全体としての「冷淡さ」を批判する姿勢を貫いている。その冷淡さの克服の処方箋は、近年の貧困が原因となっていると思われる事件や政治動向を多数取り上げながら、その一つ一つに対してセーフティーネットの脆弱さや、労働による自立を過剰に評価することを批判し、自己責任論で得をするのは強者の論理を掲げられる側のみであり、弱者をバッシングして一時的に高揚してもいずれは自分に返ってくるという説得である。

近年の「自己責任」をタイトルに掲げる文献をciniiで2008~2016年9月で検索した結果、325本がヒットするが、実はかなりの本数が自己責任と反・自己責任論を詳細に検討したのではなく、懐疑の提示か、あるいは憤りの主張にとどまるものが多く、関心の高さは伺える

ものの、分析するには難しい状態にある。

(2) 「自己責任の内面化」に対する反・自己責任論

自己責任論には、結果の責任を全て当事者が引き受けるべきであり、そもそもその悪い結果は本人の努力や能力が足りなかったからだ、と非難する論調がある。そしてそれをそのまま本人が納得し、自分が悪い、努力が足りない、と自身の不遇を甘受する場合がある。これを「自己責任の内面化」と呼びたい。自己責任を内面化すると、困難な問題が例え社会や国家の他者の存在による問題であっても、当事者の放置を正当化することにつながる。その結果当事者がどのような不利益な構造にとどまるのか、責任の帰結から自己責任を問い直す論調がある。

湯浅（2008：61）は貧困を自己責任論に帰することによって、「あなたのせい」が「自分のせい」へと転化し、本人が内面化することが自殺につながることの危険性を指摘している。自己責任論によって他者へ頼ることができなくなり、自分自身も大切にできなくなり、希望や願望を挫かれることが繰り返されれば、生を諦め、自殺につながる。自殺は、自己責任論を内面化・肥大化させていることが一因としてある。中西（2007）は困難な状況にあるものが、自身の困難を内側に閉じ込めてしまうことを「内閉化」と呼び、「抑圧された者たちを徹底的に無力化していく思想的回路として、自己責任論を捉える必要がある」と述べている。

2009年に北九州市で生活困窮の末に餓死した男性の事件（前述の北九州市餓死事件とは異なる）は、こうした自己責任を内面化した帰結の典型例であると言えるだろう。NHKクロズアップ現代取材班が『助けてと言えない-孤立する三十代-』で事件後の足取りを詳述している。この事件は生活保護切り・水際作戦で問題になった北九州市（門司）餓死事件とはやや異なり、生活困窮であっても生活保護の申請をせず、きょうだいや友人などのネットワークがあったのにも関わらず「たすけて」というメモ書きを残して餓死した事件である。この事件をきっかけに、取材班は若者、特に三十代の生活困窮者が「こうなったのは自分が悪い」と自己責任の重荷を降ろすことができずますます困窮の度合いを深めていく様子を報告している。生活保護パッシングの高まりの影響を受けて、「貧困は自己責任」と堂々と論じる傾向があり、それによって社会構造や雇用問題ではなく、「非正規雇用にしかなつ

なかった自己責任」、「貯蓄をしてこなかった自己責任」を当事者が内面化し、結果としてセーフティーネットに救済されない人が出てくることになる。この内面化を引き受けると、最終的には「死」が待っていることがわかる。

(3) 生活保護バッシングに対する反論としての反・自己責任論

先の「自己責任の内面化」は、貧困であっても公的扶助や他者に頼れないことを指すが、これと併せて、公的扶助、生活保護に頼ることをバッシングする議論がある。2012年の生活保護バッシング以降に、バッシングに対する反論としての反・自己責任論がある。例えば、宇都宮（2014）は、自己責任論が蔓延しているいくつかの言説に対して批判をしている。クレジット・サラ金問題における「借り主責任論」、2008年からのリーマンショック不況と格差の拡大、2012年の生活保護バッシングと2013年の生活保護法改正（改悪）などを取り上げ、多重債務者、低所得者、生活保護受給者らがいずれも自己責任論によって法で保障された権利を行使できない問題を述べている。弱者保護の法や権利があったとしても「行使すべき弱者自身が自己責任の論理の掬めとられてしまうと途端に空文化し」「強者はそれをよく分かっているからこそ『自己責任論』を強調」(32) することを非難している。河添ら（2013）の「貧困や社会的に孤立している人が増えている、そうした実態と、それを「自己責任」と見ること自体が問題だ」という発言にあるように、ここ数年の自己責任論とその反論は、貧困と生活保護バッシングの周辺で盛んに議論されているといえるだろう。

(4) 反・自己責任論は成功しているのか

自己責任論に対する近年の反・自己責任論は、主に貧困、「低所得者やワーキングプア vs. 生活保護」、生活保護受給抑制の周辺で語られているといえる。しかし、2010年代の反・自己責任論は、バッシングに対してそれほど効果があっただろうか、疑問に思う。ここでの再批判、つまり反・自己責任論の論点は、片山さつき氏らの主張にある「親族を扶養する責任を自己責任とすること」への批判なのか、一般人の発信するSNS等で見られた「貧困に陥ることが自己責任」への反論なのか、「生活保護制度の問題点と公的責任を迫及する」展開なのか、反・自己責任論の構成はいくつか異なった傾向があるが、混在しているもの

も多い。しかし批判を展開する多くの一般の匿名人たちの根底にあるのは「ずるい」という感情である。生活保護受給者の方が低所得者の実際の生活費を上回る現象の問題点が知れ渡り、2007年ごろの生活保護の漏救の問題視ではなく、濫救、いわゆる「不正受給」に焦点が移行してしまっただめに、バッシングが加熱した。これは種村が、1990年代に個人投資家らの「個人的な不正感」つまり「ずるいという感情」を指摘してきたことに重なる。より深刻なのが、当時は投資する資産のある人が持つ不正感であったが、現在は「持たざる者が持たざる者をバッシングする」という、恨みとしてはより根深いことだ。この「ずるいという感情」に対して和田のように「冷淡である」や、宇都宮のように「貸す側・支給側の責任」、「内面化すべきでない」という処方箋は、経済情勢が大きく好転して低所得層の問題が解決されない限り、有効な兆しは見えないように思われる。反・自己責任論がより効果的、説得的な議論を深めるためには、どのような発想を提供することが、「ずるいという感情」に対して有効なのであろうか。

4. 反・自己責任論が提示する「新たなる責任主体」

自己責任論に対抗する言説には、貧困や経済情勢の問題が解決しなければ、納得できない層が多数いることは明らかである。しかしそれは一朝一夕に解決することではなく、ある言説に対抗するためには、新しい価値を提示するなどの言説での対抗が必要となる。以下では、何らかの対抗する価値を提示している論を考察したい。

(1) 公的責任の再考

自己責任論を正面から論考した社会福祉学上の研究として、種村(2009)と中村(2010)のものがある。⁴ 種村(2009)は、社会福祉の領域で自己責任がどのような文脈で使用されているかを検討し、福祉の抑制(怠惰命題)と自立の助長・支援(自助命題)の二つがある

⁴ なお、岡田(2001)による「社会福祉と責任概念」という論考があるが、これは公的部門の責任概念を検討している。岡田によれば、公的責任の根源は主に憲法25条を拠り所とした権利論であるが、憲法25条を絶対視する限界とともに、「人間の尊厳」「社会連帯」「公共性」といった原理を公的責任の根拠としながらより正当性を担保しようとしている。

ことを導き出している。そして、怠惰であるからといって、支援を拒否し、福祉支出の抑制を直接導入すべきではなく、福祉支出の抑制を狙うならば、自立支援を充実すべきと結論づけている。種村のいう自立支援の充実は、近年の障害者福祉に見られる政策が、自己責任による抑制ではなく、公的責任のもと、障害者の社会参加と自立支援の方向を推進すべきという方向性である。自己責任論の中に、自立支援の推進を位置づけることによって、いわば公的責任を積極的に解釈することができるだろう。

反・自己責任論の探求の中で、中村（2010）の研究は重要である。中村は社会福祉の問題は自己責任ですませてはならない、との強い問題意識から、公的責任の「公」と「責任」の概念を区分して分析し、「新たな公的責任」を提起する。中村のいう「新たな公的責任」とは、従来の「公/私」の区分、つまり政府責任か個人責任か、で責任主体を分けるのではなく、「政府、市民、自己」という区分を提示する。市民とはMarshallのシティズンシップ（市民資格）に相当し、市民としての権利と義務（責任）に基づいた概念であり、この市民責任においては、市民（自己ではない個人の意味）は、個々人の抱える問題だけではなく、他者の困難に呼応する責任を負うことにもなる。後述する「責任」が他者の呼びかけに応答する概念に基づいた解釈から発生している、公的責任の止揚、あるいは自己責任概念の新たな解釈という点で、社会福祉学上重要な論点を提示しているといえるだろう。

（2）社会的責任と社会権の提示

中村の「市民」をさらに一歩進める内容として、吉崎（2014）は「社会的責任」、「社会権」を称揚することによって反・自己責任論を展開する。吉崎の反・自己責任の論点は多岐にわたるが、新自由主義によって浸透してきた自己責任論が、勤労できない人々の社会権の確立を妨げてきたこと、文化と社会の状況によって経済的「弱者」は構築されてきたと批判する。そうした「弱者」を救済する根拠として「基本的人権」「相互承認」「共通善」「内発的義務」を提示している。「内発的義務」とは、シモーヌ・ヴェーユの「他者の飢えや苦しみを放置しない」、アマルティア・センの「暮らし向きの悪い人に対して〈済まない〉と感じる」感覚といった、他者への同一化、共感から発生する、いわば良心の呵責からくる善行の発露である。

中村の「新たな公的責任」の中に、市民が他者の問題に呼応する責任を位置づけているのと同様に、吉崎の論は「自己責任論によって救済されなくなる人々」に対して、暮らし向きの悪さを放置することを善しとせず、多くの他者が困難に共感することを求めているといえる。責任の語源‘response’には応答、他者の呼びかけに応える、という意味があることに派生した解釈と言えらる。

しかし、他者の困難を目の当たりにすることで「共感」することと、それに対して「義務」を負うこと、実際にどのように負うか、負うべきか、という問題が生じる。つまり、他者が貧困であることに共感し呼応することと、実際に救済活動することには距離が生じる。貧困は自己責任である、とバッシングしないことで市民としての責任を果たしたことになるのか、実際にボランティア活動などに参加することを内発的義務の実践とみなすのか。岡野（2012）が「ケアの倫理」を精査するなかで「傷つきやすさを避けるモデル」への疑念として述べている、「傷つきやすい者に対する責任が発生するといってよいのか、そうってしまうことは、人々の能力を超え、逆に、ある種の犠牲を課すことにならないのか」（183）といった指摘や、中森（2016）のいう「犠牲、すなわち負担を受け入れて、仕方なく担われるのが責任の主なありかたになってしまったとしたら」、結局のところ、他者の苦難に共感するだけの感性を持った者だけが、新たな犠牲を払うことになってしまう。

この難題のためには、「自己責任」のみならず「責任」の発生と帰属に関する議論をさらに深めなければならない。

5. 「責任」の概念

「責任」の概念は、前述したように「主体が自らの行為の結果を担うことである。行為者が自由な主体であるときのみ責任は成立するのであり。このとき主体は、自らの行為の結果を引き受けなければならない」（高谷、前掲）と説明されている。

2004年のイラク人質事件の「自己責任」が浸透する以前に、「責任」の概念を探求したものとして瀧川（2003）の優れた論考がある。瀧川は「責任」の概念を問うにあたり、責任の状況、構造、分類の仕方など、分析の視点についても様々な角度があることを示しており、ここ

で瀧川の論を全て考察することはできないが、自己責任論に関連した部分に関して、責任の概念を考察したい。瀧川によれば、責任には「非難されるべき責（め）」が含まれているが、ここから発展して過去の出来事に対する関与を意味する「関与責任」があり、「ある人はある過去の出来事に対して責任がある」という形式が導かれる（30）。関与責任には様々なレベルがあるが、行為者に対して非難することを意味する場合がある。この場合、有責責任と呼ぶことができる。「責任がある」と言われる場合、通常は好ましくない事態が生じた時であり、非難に相当する。非難が深まると「負担責任」を意味する。「負担責任」は、「責任を負う」という用法に典型的に表れており、法的には刑罰や損害賠償、道徳・社会的には非難や配慮・辞任・解任などが含まれる（35）。瀧川はこの負担責任論を批判しており、決定されてしまった行為や取り返しのつかないことを責めるのは無意味であり、責任を問うことは、将来に向かっての抑止効果や教育効果を狙う、何らかの未来志向がなければ意味がない、と述べている。責任の負担ではなく、将来的に責任を実践する意味に変えることを主張している（120）。つまり、最初に述べた定義の「行為の結果を担うこと」の負担責任に関して、現在の負担を責め続けることの無意味さを指摘することができる。

さらに、イラク人質事件後に論考された小坂井（2008）を見てみる。小坂井は、人が「自由な意思を持つ主体であること」そのものに疑念を抱き、人間の行動が外的な影響を強く受けることから、責任概念が提示するような自由意思を否定する。さらに責任と罰の因果関係についても、「責任があるから罰せられるのではなく、逆に罰せられることが責任の本質をなす」とより過激な表現で、責任の定義に含まれる要素の関連性を覆していく。

まとめよう。責任の概念そのものを深く論考していくと、当初自明に思われた「（主体は）自らの行為の結果について責任を負う」（責任概念）「自分で決めたことには、自分が責任を負う」（自己責任の概念）という解釈は、それほど妥当性のあるものではないことがわかる。「貧困は自己責任」という言説に対しては、まず「自己」を再考することから、貧困の生成、過程、自由意思の有無、程度について論じ方が開かれる。そして負担責任に関して、現在の負担を責めても、未来を志向する要素は薄いといえる。「公的責任」「応答」「内発的義務」は、現在の他者に負担を転嫁するのではなく、未来志向の場合に有効とな

るといえるだろう。

考察

本稿では、自己決定の概念と対になっている、自己責任の概念と、それに対する反論を考察してきた。自己責任とは、比較的歴史の浅い言葉であり、近年は特に貧困の周辺で論じられることが多い。対抗する反・自己責任論は、貧困、特に生活保護へのバッシングを軽減することや、自己責任論がもたらす弊害、自己責任の内面化について論じられている。自己責任論は、はじめに登場した、投資家という資産を持つものの責任から、次第に公的扶助の受給者に対する責めの言葉として使われ、「ずるいという感情」に根差している部分が多いことを確認した。この「ずるいという感情」に対抗する言説として、公的責任の拡大や、他者の共感の広がりが、解決をもたらすのかは、疑問が残る。そもそも、「自己」「決定」「結果」「責任」が、単純に一貫性を持つものとして成り立つのか、ということも否定的に捉えることができる。こうした責任概念の捉えなおしが、「ずるいという感情」にどう対抗するのか、他者が応答し、負担をどう未来志向に転換していくのか、そのための議論をどう構築すべきなのかは、次の機会に改めて論じたい。

文献

- 秋元美世 (2010) 『社会福祉の利用者と人権』 有斐閣
- 稲葉一人 (2008) 『法的観点から見た、自己決定』 高橋隆雄・八幡英幸編『自己決定論のゆくえ』九州大学出版会 pp.125-157.
- 石川時子 (2009) 「能力としての自律－社会福祉における自律概念の再検討－」『社会福祉学』
- _____ (2014) 「自己決定」『社会福祉学事典』日本社会福祉学会事典編集委員会編, 52-57.
- イラクから帰国された5人をサポートする会編 (2005) 『いま問いなおす「自己責任論」』新曜社
- 門倉貴史 (2008) 『ワーキングプアは自己責任か』(大和書房)
- 河添誠・他 (2013) 「座談会『自己責任』論を乗り越えよう!」『民医連医療』No.489, 18-29.
- 小坂井敏晶 (2008) 『責任という虚構』東京大学出版会
- 広辞苑第6版 (2008) 「自己責任」1218.
- 岡田忠克 (2001) 「社会福祉と責任概念～公的部門の責任再考～」『地域福祉研究』No.29, 51-59
- 岡野八代 (2012) 『フェミニズムの政治学』みすず書房
- 大山典宏 (2013) 『生活保護 VS 子どもの貧困』PHP研究所
- 宮台真司ほか (1998) 『性の自己決定』言論－援助交際・売買春・子どもの性』紀伊國屋書店
- 中西新太郎 (2007) 『〈生きにくさ〉の根はどこにあるのか－格差社会と若者のいま－』前夜
- 中村剛 (2010) 「福祉思想としての新たな公的責任：『自己責任論』を超越する福祉思想の形成」『社会福祉学』
- 中森弘樹 (2016) 「現代社会における『責任の不発化』とその処方箋の検討－責任実践の社会的研究に向けて－」『社会システム研究』177-193. 京都大学学術情報リポジトリ
- NHKクローズアップ現代取材班 (2013) 『助けてと言えない－孤立する三十代－』
- 沖倉智美 (2012) 「『支援つき意思決定』の理論と実際」『対論社会福祉学』5) 217-245.
- 児島亜紀子 (2000) 「自己決定\自己責任：あるいは、未だ到達しない<近代>を編みなおすこと」『社会問題研究』50(1), 17-36 大阪府立大学機関リポジトリ
- _____ (2002) 「誰が『自己決定』するのか－援助者の責任と迷い」『援助するということ』桜井哲夫 (1998) 『〈自己責任〉とは何か』講談社
- 三省堂現代新国語辞典第5版 (2015) 「自己責任」570.
- 菅富美枝 (2010) 「自己決定を支援する法制度－支援者を支援する法制度－イギリス2005年意思決定能力法からの示唆－現状と課題」『大原社会問題研究所雑誌』622, 33-49
- 鈴木大介 (2008) 『家のない少女たち』宝島社
- _____ (2014) 『最貧困女子』幻冬舎
- 高谷幸 (2012) 「責任」大澤真幸・吉見俊哉・鷲田清一編『現代社会学辞典』弘文堂781-2.
- 瀧川裕英 (2003) 「責任の意味と制度－負担から応答へ」勁草書房
- 種村剛 (2005) 「『自己責任』の時代－1991年の損失補てんを事例として－」
- _____ (2009) 「社会福祉の『自己責任』」『紀要社会学・社会情報学』第19号 49-63.
- 宇都宮健児 (2014) 『自己責任論の嘘』(ベスト新書)
- 読売新聞 (2015.2.7) 記事「危険地帯のテロ被害「責任は本人にある」83%」
- 吉崎祥司 (2014) 「『自己責任論』をのりこえる－連帯と「社会的責任」の哲学」学習の友社
- 和田秀樹 (2016) 『この国の冷たさの正体－一億総「自己責任」時代を生き抜く』